

地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会（第2回）

1 開催日時等

- 開催日時：平成27年1月23日（金）14：00～16：00
- 場 所：共用会議室4（中央合同庁舎2号館1階）
- 出席者：小西座長、稲垣委員、今井委員、江夏委員、大塚委員、
小室委員、齊藤委員、迫田委員、関口委員、南里委員、平野委員、
橋本大臣官房審議官、滝川地方債課長、大村公営企業課長、
原財務調査課長 他

2 議題

- (1) 前回の議論における主な意見
- (2) 地方財政の健全化に係る事例発表
- (3) 地方財政の健全化及び地方債制度に関するアンケート調査（案）
について
- (4) 意見交換

3 配布資料

- 資料1 平成27年度地方財政対策のポイント・概要、平成27年度地方債計画
- 資料2 前回の議論における主な意見
- 資料3 財政健全化団体の取組等
- 資料4 今井委員提出資料
- 資料5 地方財政の健全化及び地方債制度に関するアンケート調査（案）
- 資料6 地方財政の健全化及び地方債制度に関するアンケート調査（案）
補足説明資料

4 次回研究会日程

第3回研究会については、平成27年4月開催予定。

5 概要

- 事務局より、資料1～3及び5，6について説明
- 今井委員より、資料4について説明
- 出席者からの主な意見

(資料2から資料4までについて)

○財政分析について

財政指標

- ・ 赤平市の例のように積極的に取り組む団体が非常に少なく、一番苦勞するのは、この研究会で分析して、指標を出した時に、その指標を具体的に各団体の行財政にどうリンクさせるかということだと思ふ。
- ・ 結果として悪化したことは分かるが、何が悪くて悪化したのかというところまで踏み込んだ指標がない。
- ・ 基金を使った指標は大変意義がある。海外の格付会社では、リーマンショック以降、現金が分析指標として重要視されてきているので、こういった指標が、投資家の銘柄選択に役立つのではないか。
- ・ 経常収支比率をもう少し改造して活用できないか。

組み合わせによる財政分析

- ・ 指標をどう組み合わせるかという問題が基本的な議論だと考える。発生主義的な情報である将来負担比率に加えて、現金主義的な基金を見ることで出てくる情報があるのではないかというのは、そのとおりだと思う。
- ・ 発生主義が万能かというとは必ずしもそうではなくて、現金主義の情報と発生主義の情報を組み合わせて、初めていろいろな判断ができる。
- ・ どういう形でキャッシュの情報と発生主義系の情報を組み合わせるのかという問題と、財政健全化法での話と公会計での話をどういうふうに関連づけるのかという問題もあるのではないか。そこを詰める場合には、それぞれがどういう範囲で指標をとらえているのかが問題になってくる。

老朽化に係る分析

- ・ 貸借対照表を作ると、いわゆる行政財産、普通財産の金額、ボリューム感が見えてくる。公共施設の更新投資という問題に加えて、当然、維持管理にかかるお金もかかってくるのが分かる。
- ・ 固定資産台帳が整備されれば、財務書類が作成されなくとも、早期に老朽化度合いを把握することが可能ではないか。

セグメント分析

- ・ 目的別の数字の分析の手法のようなものがもっと徹底すると、つまり、どこの行政分野で何が原因かというところまで踏み込んで分析すると、課題をどう改善するのかという話につなげやすい。これは新しい仕組みを導入しなくても、今ある決算の数字でも、やり方次第では十分数字が出せる。
- ・ 歳出の目的別の分析は、これまでの普通会計ベースで実施されている分析に加え、地方公会計で予定されているセグメント分析もある。地方公会計

では、事業別の分析、行政コスト計算書での行政目的別・性質別のマトリックス分析手法も提示されているので、健全化に向けた取り組みにつながる分析手法として提示していったらどうか。

○国の関与について

- ・ イエローカード（早期健全化）があることによって、健全化判断比率と財政運営とを結びつけることが強制される。そういう仕組みがあることで、分析した結果が財政運営に反映されるのではないか。
- ・ 信用力の観点からすると、国の監督・関与があるということが、財政状況が厳しい中でも信用力を下支えする材料になっているので、何らかのマーケットが安心するような監督の仕組みはあってもいいのではないか。
- ・ 国の監督下に入る仕組みは付随的な話ではないかというのは同調するところ。財政健全化法は、地方議会議員、首長にも非常にその理念が浸透しており、特に首長が、財政健全化や行革ということを意識しながら予算編成も打ち出しており、市議会でも議論されている。
- ・ 健全化判断比率がいい団体においては、類似団体と比べて独自にさらに厳しい基準を設定して、自らを律してやっている団体もあるので、あえて健全化基準を厳しくするというよりは、施設の老朽化対策等の今後実施すべき事業をどう捕捉していくのか、それをどういうふうに住民に説明していくのが重要ではないか。

○公営企業、第三セクター等について

- ・ 水道事業会計のような公営企業の場合、これからの更新投資に備えて貯金しているにも関わらず、その貯金を原資に料金値下げができるのではないかと批判される場合があるなど、貯金の多寡だけで健全な経営を行っているかどうかを判断できない場合もあるため、留意する必要がある。
- ・ 三セク債を活用して頑張って取り組んでいる自治体が、その償還財源として、貯金を使う、あるいはサービスを見直すなどすると、財政状況が厳しいように見える。一方で、三セク債を活用せずに問題を先送りした団体は、貯金は減らず、将来負担比率は横ばいで推移するため、努力を行った団体のほうが財政状況が厳しいように見えてしまう可能性がある。したがって、単に指標値の高低だけでなく、その指標値の内訳分析も併せてやっていくことが重要である。

○その他

- ・ 首長は、財政調整基金をこれだけ積みましたというような自慢をすることがあるが、今実施すべき普通建設事業や老朽化対策を自分の任期以外に先送りして、それで健全化が進んでいる部分もある。

- ・ 将来負担比率が下がり、基金残高も増えれば、財政状況がよくなっていると見られてしまう可能性があるが、たとえば更新投資を行っていないとすれば、必ずしも適切な評価であるとはいえない。そのため、財政状況のみならず、サービス水準等とのバランスを見る必要がある。これは、別途社会的な指標や行政評価の指標を見ていく必要があり、今回の研究会での議論とはまた別に考えないといけない。

(資料5及び資料6について)

○Ⅱについて

- ・ (4)の選択肢について、第三セクター等の金利負担軽減のための貸付けというような選択肢は作れないか。経営難ではなくても経営支援のために貸し付けるということはあり得るのではないか。
- ・ オーバーナイトに関して、金利水準だけではなく、金利水準の決定ルールを聞くと、分析につながるのではないか。

○Ⅲについて

- ・ 公有地信託はマーケットでも注目をされているところであるが、問題が多いとみられるのは、2006年以前の信託法のところだと思うので、旧信託法なのか今のものなのかということをお答えしてもらえないでしょうか。

○Ⅳ及びⅤについて

- ・ 設問の目的をはっきりした上で、答え方をもう少し限定的にしてはどうか。

○Ⅶについて

- ・ (4)の選択肢では、いずれも総務省の関与がなくなるが、調達能力の劣る団体に対する配分調整を行い、資金の安定的な確保を図る観点から、ある程度の総務省の関与が望ましいという選択肢があってもよいのではないか。
- ・ 公的資金の額が早い者勝ちで年度によって大きく変動すると民間等資金の額も大きく変動することとなるので、民間等資金の安定的な調達という観点からもどうなのかと思う。市場との関係、銀行との関係という観点から気を付けるべきではないか。
- ・ 公的資金について先に手を挙げればもらえて、後になればなくなってしまいうというのは問題ではないか。
- ・ 公的資金の話は配分調整と絡むデリケートな話でもあるから、(4)の問いがあると思うが、この質問だけ政策論となっている。政策論をする

のであれば、詳細な制度設計の議論等を丁寧にしないと、乱暴な議論になりかねないという誤解を招きかねないような気がする。

- 公的資金にも届出制度を拡大した場合に、早く公的資金の借入れができるということと、手続が簡素化するというメリットが紹介されたが、市町村財政を見ている者の実感としては、投資家の動向を見ながら年度前半に新発債発行というところまで市町村は考えてはいないと思う。市町村にメリットが感じられるか疑問。
- 公的資金にも届出制度を導入という設問自体が、市町村はびっくりすると思われる。都道府県が公的資金を全て取ったらどうするのだ、と市町村は反応するだろう。
- 公的資金にも届出制度を導入した場合の事務手続について、早い者勝ちでないとすれば、財務省や機構にそれぞれ書類を出すことになると思うが、総務省に一元化しているほうが有難い。財務省は、提出書類が多く市町村に負担感がある。
- 市町村が3月議会で補正予算計上するものについては、総務省の届出の締切りまでに議決が得られないことから、届出ではなく協議を行っている状況であるため、公的資金に届出制度を導入したとしても、届出と協議の二重の手間は残るのではないか。
- 届出と協議の負担感の違いは団体によって異なると思うが、民間等資金の借入れが大半となる団体にとっては、公的資金の借入れが少額であっても届出とは別に協議を行う必要があるため、事務に負担感がある。
- 法令に基づき財政融資資金での借入れが義務付けられている特別転貸債については、各省庁で一度判断されたものであり、そのようなものまで総務省に協議が必要かという議論はあり得るのではないか。
- (5)の選択肢について、「民間等資金」を「市場公募」「銀行等引受」に分けて聞けば、別の目的でも活用できる可能性があるのではないか。
- (6)の選択肢に、「市場からの安定的・機動的な資金調達を優先」「市場へのアクセスの確保」といったものを設けるべきではないか。

以上